

Title	〔商法五五九〕株主総会決議を経ない役員報酬の支払いが全株主の同意があったとして適法とされた事例(東京地判平成二五年八月五日)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.9 (2015. 9) ,p.75- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150928-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五五九〕

株主総会決議を経ない役員報酬の支払いが全株主の同意があつたとして適法とされた事例

東京地判平成二五年八月五日
金判一四三七号五四頁
平成二四(ワ)第七九〇五号損害賠償請求事件
請求棄却(控訴)

〔判示事項〕

株主総会決議を経ることなく取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視出来る事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があつた場合には、会社法三六一条一項の趣旨を全う出来るから、当該決議の内容等に照らしてその趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該役員報酬の支払いは適法有効なものとなる。

〔参照条文〕

会社法三六一条、四二三条

〔事実〕

原告X会社は、既製服製造、不動産賃貸業、内装工事等を目的として昭和二七年二月七日に設立された株式会社である。被告Yは、商業登記簿上平成一九年一月六日から平成二〇年一月三十一日まで原告X会社の代表取締役を務め、平成二三年六月四日以降は、被告Yの義姉である訴外Aが原告X会社の代表取締役に就任している。

原告X会社は、現在の代表取締役である訴外Aの父親(訴外Aは長女)が設立し、同父親は平成六年一月二二日に死亡した。同年一月二〇日に、同父親の配偶者(訴外Aの母親)が原告X会社の代表取締役に就任し、平成一

五年一〇月四日に訴外 A の母親が死亡すると、その長男が同母親に代わり、原告 X 会社の代表取締役を務めた。同長男は、平成一八年一二月二五日に死亡し、同長男の配偶者である被告 Y が原告 X 会社の経営をすることとなり、平成一九年一月六日に原告 X 会社の代表取締役に就任した。その後、原告 X 会社では、本件訴外 A（長女・被告 Y の義姉）が、商業登記簿上、平成二三年六月四日に原告 X 会社の代表取締役に就任し、同月一二日重任されており、訴外 A が同年六月頃以降原告 X 会社の経営を行っている。

原告 X 会社は、平成一九年九月から平成二三年九月までの間、被告 Y に平成一九年九月事業年度の役員報酬として四二九万円、平成二〇年九月事業年度の役員報酬として五四〇万円、平成二一年九月事業年度の役員報酬として五四〇万円、平成二二年九月事業年度の役員報酬として五四〇万円、平成二三年九月事業年度の役員報酬として三六〇万円の合計二四〇九万円を支払った。

原告 X 会社は、訴外 A の父親が設立者で、その父親とその配偶者及び直系卑属及びその配偶者のみが株主である家族会社であり、同父親が代表取締役であった平成二二年頃には、既に定時株主総会すら開催することもなく、その経営判断も X 会社取締役会を開催して決定するのではなく、出

入の税理士に相談するなどしつつ判断しており、役員報酬の支払についても同税理士と相談の上、その収益から支払っていた。原告 X 会社の代表取締役である訴外 A も株主総会が開催されることなく役員報酬が支払われていたことを認識していたが、異議を申し出たことはなかった。

平成二一年に本件被告 Y が検認手続を申し出た本件 X 会社設立者の配偶者（訴外 A の母親・名義の遺言書が死亡後六年を経過しての検認申出であったことを理由に、原告 X 会社代表取締役である訴外 A が同遺言書は偽造したものであると考えて、これを契機として訴外 A 及びその実妹訴外 B と本件被告 Y との間で、相続について紛争が生じたとの事情が背景にある。

本件は、不動産賃貸などを目的とする株式会社である原告 X 会社（代表取締役は訴外 A）が、過去に同社の代表取締役であった被告 Y（訴外 A の兄弟の配偶者）に対して、被告 Y がその任期中に株主総会の決議を経ることなく合計二四〇九万円もの役員報酬を得ていたとして、会社法四二三条一項に基づき、前記役員報酬相当額の損害及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めて提起されたものである。

〔判 旨〕

請求棄却。

「各事情を総合すれば、平成二三年九月事業年度のXのYに対する三六〇万円の役員報酬の支払については株主総会決議に代わるA及びBを含む全株主の同意があったものといえるし、その他の事業年度におけるXのYに対する役員報酬の支払についても、A及びBは、その役員報酬が支払われた当時は、いずれも株主総会の不開催に異議も述べない経営に関心のない株主であり、実質的な株主とはいえないし、A及びBはいずれもXにおいて株主総会を開催することなく一定の役員報酬が支払われていたことを認識し、これを許容していたといわざるを得ないのだから、実質的には、Xの株主全員の同意があったものと同視することができる。」

「会社法三六一条一項が、取締役の報酬等の額については、定款に定めのないときは、株主総会の決議によって定めるとし、取締役の報酬の額の決定を株主総会の決議にかからしめている趣旨は、取締役の報酬の額について、取締役でないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するため、これを定款又は株主総会の決議で定めることとし、株主の自主的な判断にゆだねているからであると解さ

れる（最高裁判平成一一年（受）第九四八号・同一五年二月二二日第二小法廷判決・判例タイムズ一一七二号九六頁参照）。そうすると、株主総会決議を経ないで取締役の報酬が支払われた場合であっても、株主総会決議を経た場合と同視できる事実が存在する場合、すなわち、株主総会決議に代わる全株主の同意があった場合には、上記趣旨を全うすることができるのであるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り、当該役員報酬の支払は適法有効なものになるというべきである。」

「Yは、……Xの経理業務のほか、ビルの管理業務を行うなどしており、その役員報酬額は、」X会社設立者である訴外Aの父親「が存命中からXの申告等に関与している……税理士と相談して決定したものであり、その金額も毎年一〇〇〇万円を超える利益が得られるXの貸しビル業の収益状況……からすれば不当に高額ということもできないのであるから、上記特段の事情があったということもできない。」

〔研 究〕

判旨に賛成。但し、取締役の報酬決定規制をめぐる規定

の趣旨目的を没却するような「特段の事情」について、更に明確な説明を要するものと解する。

一 取締役の報酬決定規制については、明治三三年商法の第一九六条に「取締役又ハ監査役カ給料又ハ其他ノ報酬ヲ受ク可キトキハ定款又ハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム」と規定されていた。明治三三年商法では、第一七九条に「取締役力受クヘキ報酬ハ定款ニ其額ヲ定メサリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム」と規定され、表現は相違するけれども同内容が定められている。この明治三三年商法規定の立法理由としては、取締役の報酬に関して「其額ハ取締役ノ定ムル所ニ依リ若シ定款ニ定メサルトキハ株主総会ノ決議ニ依リテ之ヲ定ムヘキモノト為ス」と説明され（法典質疑会「法典修正案理由書」一七〇頁〈明治三一年再版〉）、本件判旨が説明するように「取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するため」と趣旨と解される。その後、昭和二五年商法において、その第二六九条で同じ文章を受け継ぎ、その理由として、「取締役の報酬の決定を取締役に委ねることは手盛りの弊害があるので、旧法と同様、定款の定めによるかまたは株主総会の決議によることが要求される」とお手盛りの防止が挙げられている

る（鈴木竹雄・石井照久「改正株式会社法解説」一六八頁〈昭和二五年〉）。

二 「お手盛りの防止」との立法理由については、本件判旨が引用する平成一五年二月二一日の最高裁第二法廷判決でも「取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止するために」と判示されており（金融・商事判例一一八〇号三二頁）、明治時代以来続いている立法理由の説明が踏襲されて、本件判旨もそれに合致するので妥当と解される。

更に、右の平成一五年二月二一日の最高裁第二小法廷判決では、「取締役の報酬については、報酬額を定めた定款の規定又は株主総会の決議がなく、株主総会の決議に代わる全株主の同意もなかったものであるから」と判示され、「全株主の同意」が「株主総会の決議」と代替可能である旨が示されている（前掲金融・商事判例一一八〇号三二頁）。取締役ないし取締役会によるお手盛りの弊害防止ということを中心として念頭におけば、株主総会の決議がなくとも、事後に、株主全員の同意があれば、その同意の下で、株主全体の利益が斟酌され、お手盛りか否かについて充分に判断できる状況が生じているのだから、そこに妥当性を見出し得るため、「株主全員の同意があったものと同視

「することができる」との認識の下で、株主総会決議がなされたのと同等と判断している本件判旨のこの点にも賛成できる。しかも、この理解は、同族会社や小規模閉鎖会社の実情にも合致する。しかし、この判断は、株主全体の利益の視点からの帰結であり、株式会社には、株主以外にも利害関係者があり、そのような利害関係者との関連においても問題が生ずることはあつてはならない。

本件判旨は、右の論点についても見過ごしておらず、取締役の報酬決定規制に関する「規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められない限り」との限定を付して、株主全員の同意さえあれば、それで良しとの単純な理解ではない。この点に関して、平成一七年二月一五日の最高裁第三小法廷判決は、株主全員の同意ではなく、事後に、役員報酬について株主総会決議を経た場合に関して、「事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものということができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである。」と判旨しており（判例時報一八九〇号一四六頁）、場面は相違するものの、こと「特段の事情」に関しては、本件判旨と同趣旨と解さ

れる。

三 本件判旨は、取締役報酬決定に関する規定の趣旨目的を没却するような特段の事情が認められないと判断するため、二つの事実認定をしている。すなわち、①X会社では、「平成二年頃には、既に定時株主総会すら開催することなく、その経営判断も取締役会を開催して決定するのではなく」出入の「税理士に対して相談するなどした上で判断しており、役員報酬の支払についても」出入の「税理士と相談の上、その収益から……支払っていたこと」及び②「その金額も毎年一〇〇〇万円を超える利益が得られるXの貸しビル業の収益状況……からすれば不当に高額ということもできない」との二点から、「特段の事情があったということもできない」と結論づけている。

右の判旨を素直に付度すると、X会社においては長年にわたる出入の税理士の指導の宜しきを得て、必要な機関決定が欠落しているにもかかわらず、しかるべき利益が計上され、公租公課や光熱費・水道料金の滞納もなく、出入の取引業者や役務提供者にも迷惑をかけることなく、結果として、毎年一〇〇〇万円を超える利益が得られているので、株主全員の同意があれば、支払われた役員報酬は役務の対価としても妥当な範囲なので、株主の立場は守られ、会社

債権者を含むその他の会社利害関係人の立場も擁護されているのだから、株主総会決議を経なくても大丈夫という訳である。

四 株主総会決議という正式な機関決定を経由することなく、株主全員の同意という便法で事件を解決しようとする場合、「特段の事情」に配慮せざるを得ないが、その際、本件判旨のような説明に加えて、「会社債権者の保護」の観点も明確に指摘するほうが、指針が理解し易くなるので妥当と考える。

昭和一四年に、田中耕太郎博士は、「蛸配当と同様に蛸賞与は会社財産の基礎を危殆ならしめるから、せめて之れだけでも充分取締らなければならない。要するに会社重役は報酬、手当、賞与金等種々の名目の下に会社から不当な収入を得、株主及び会社債権者の利益を害することが稀でなく、社会的正義及び会社企業の健全な発達の見地からして是れが取締の必要が甚だ大である。」と論述され、「会社債権者の利益」を明示している（田中耕太郎「改正会社法概論」五七一頁（改版第一刷・昭和一四年））。我が国の現行取締役報酬決定規制には、直接的な財源規制はないから、正式な機関決定を経由し、会社の経営判断として、赤字ではあるが、有能な経営者を繋ぎ止めるため、借金までして

役員報酬を支払っても、第三者的観点からは、会社債権者にとって好ましくないとの判断があっても、それは、長期的観点からする企業経営判断で、経営者の自己責任でなされたものとして、あり得ることである。しかし、正式な機関決定を経由しないで、事後的に、全株主の同意があったとして、特段の事情を考慮しつつ判断する場合、株主は、間接有限責任しか負担しなく、企業経営者としての自己責任という観点は出てこないで、このような便法を使用して、会社役員としての問題のない普通の役務提供につき、株主全員の同意を株主総会決議存在と同視して、会社による報酬支払を肯定する場合には、「会社債権者の保護」という観点を明確に掲げて、判断材料とすることで、妥当な利害関係の調整が可能になると判断する。

なお、本件に関しては、以下の先行研究が既に公表されている。すなわち、弥永真生「株主総会決議を経ない役員報酬」ジュリスト一四六三号二頁以下（二〇一四年二月）、藤原俊雄「株主総会決議を経ない役員報酬の適法性・有効性」TKCローライブラリー新判例解説Watch◆商法No.六三・LEX/DB 文献番号 25514634（二〇一四年三月二十八日・電脳網版）、「新商事判例便覧」商事法務二〇三一号七三頁（二〇一四年四月二五日）、福島洋尚「株主総会決議

を経ない役員報酬の支払」金融・商事判例一四四五号二頁以下（二〇一四年七月一五日）、伊藤雄司「総会決議を経ずに自らに報酬を支払った代表取締役の責任」ジュリスト一四七六号九二頁以下（二〇一五年二月）、久保寛展「株主総会決議を経ない役員報酬の支払いの適法・有効性（麻布繊維工業株式会社事件）」福岡大学法学論叢五九卷四号七三一頁以下（平成二十七年三月）の諸稿である。

（平成二十七年六月六日稿）

加藤 修